

先端設備導入計画認定に基づく固定資産税の特例について

<概要>

生産性向上特別措置法に基づき、中小事業者等が一定の要件を満たし設備を取得した場合、地方税法による固定資産税の特例を受けることができます。

<要件>

① 対象者

中小事業者又は中小企業者（大企業の子会社を除く）

※中小事業者とは…

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※中小企業者とは…

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※大企業の子会社とは…

- ・同一の大企業から1/2以上の出資を受ける法人又は2以上の大企業から2/3以上の出資を受ける法人

※大企業とは…

- ・資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人

② 対象期間

計画認定後から平成33年3月31日までに取得したもの

③ 対象設備

設備区分毎に定められた期間内に販売が開始された設備であり、生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している以下の設備（中古資産は対象外）

設備の種類	最低取得価額 (1台1基又は一の取得価額)	販売開始時期
機械装置	160万円以上	10年以内
測定器具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	30万円以上	6年以内
建物附属設備	60万円以上	14年以内

※販売開始時期の詳細は、中小企業庁ホームページの工業会証明書・チェックリスト様式を参照

※建物附属設備については、償却資産として課税されるものに限る

④ その他要件

- ・湖西市で先端設備導入計画の認定を受けていること
- ・リースの場合はファイナンスリースであること（オペレーティングリースは対象外）

<特例の内容>

対象となる償却資産の固定資産税の課税標準額が3年間にわたってゼロに軽減されます。

<償却資産申告の際に必要な書類>

計画申請書の写し、計画認定書の写し、工業会証明書の写し等が必要となります。

<その他>

詳細な点については中小企業庁のホームページ（以下URL）でQ&A等が公開されていますので、そちらをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>